



# 第 915 号 ミニかわら版

令和 6 年 2 月 15 日  
(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平

〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091  
FAX:03-3691-6680

## 給与所得の確定申告がさらに簡単に！

国税庁は、給与所得の確定申告がさらに簡単になるとPRしています。2月16日(金)から受付が始まる令和5年分の所得税の確定申告から、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、勤め先(給与等の支払者)から税務署に提出された「給与所得の源泉徴収票」の情報を、マイナポータル経由で取得し、確定申告書の該当項目に自動で入力することができるようになります(マイナポータル連携)。

マイナポータル連携を利用して、給与所得の源泉徴収票情報を取得するためには、勤め先(給与等の支払者、以下同)において、一定の対応がされていることが必要となります。まず、勤め先が、従業員(申告する人、以下同)の給与所得の源泉徴収票をe-Tax又は認定クラウド等により税務署へ提出していることが必要で、ただし、勤め先が税務署へ提出する給与所得の源泉徴収票には、「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出基準があります。次に、上記の提出された給与所得の源泉徴収票には、従業員のマイナンバー、氏名(カナを含む)、住所、生年月日等の情報が漏れなく正しく入力されている必要があります。

なお、従業員の給与所得の源泉徴収票の提出には提出基準があるので、勤め先が税務署に従業員の給与所得の源泉徴収票を提出していない場合は、マイナポータル連携の対象とならないので注意しましょう。

さらに、勤め先が税務署に、従業員の給与所得の源泉徴収票を書面や光ディスク等により提出しており、e-Tax又は認定クラウド等で提出していない場合や、勤め先から提出された従業員の給与所得の源泉徴収票について、従業員のマイナンバー、氏名(カナを含む)、住所、生年月日等の情報に漏れがある、もしくは正しく入力されていない場合、もマイナポータル連携の対象とならない場合に該当します。

なお、年間の給与等の支払金額が500万円以下など、提出基準の範囲外の源泉徴収票であっても、勤め先が税務署に任意でe-Tax又は認定クラウド等により提出している場合には、マイナポータル連携の対象となります。また国税庁では、勤め先から税務署への源泉徴収票の提出状況については、税務署に問い合わせしても答えることができず、勤め先へ確認するよう要請しています。

\*詳細はこちらからご確認いただけます。

「給与所得の確定申告がさらに簡単に！【利用者用ページ】(国税庁)」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/kyuyogensenjoho-top/userpage.htm>

